

専決報告第1号

## 専決処分の承認を求めることについて

泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年1月29日提出

泉州南消防組合管理者 山 本 優 真

専決第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月29日

泉州南消防組合管理者 山本 優真

泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を次のように制定するものとする。

泉州南消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例

泉州南消防組合消防手数料条例（平成25年泉州南消防組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条の表中

「

9	法第37条の3 第1項	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料	法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た
---	----------------	----------------------	----------------------------	---

				額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
			法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

を

「

9	法第37条の3第1項	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料	法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合
---	------------	----------------------	----------------------------	---

			格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
		法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。